

第12次労働災害防止推進計画

～誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現するために～

 中野労働基準監督署

1 計画のねらい

労働安全衛生行政を取り巻く状況が大きく変化する中で、国及び長野労働局が定める第12次労働災害防止計画（以下、「第12次防計画」という）の目標を達成するため、当署が取り組むべき課題と方針及び具体的目標を明らかにするとともに、行政資源を重点的・効果的に投入し「みんなの安心・健康職場」の実現という一つの目標に向かって総合的に推進する。

（1）計画が目指す姿

- ・ 誰もが安心して健康に働くことができる労働環境を実現する。
- ・ 働くことによって生命が脅かされたり、健康が損なわれたりすることは、本来あってはならないという意識を共有し、安全・健康のために必要なコストについて正しい理解を醸成する。
- ・ このため、行政、労働災害防止団体、業界団体、事業者、労働者、発注者、専門家など、全ての関係者が連携・協働して取組を推進する。

（2）計画の期間

平成25年度～平成29年度の5か年

（3）計画の重点目標

誰もが安心して健康に働くことができる労働環境の究極の目標である「労働災害ゼロ」の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

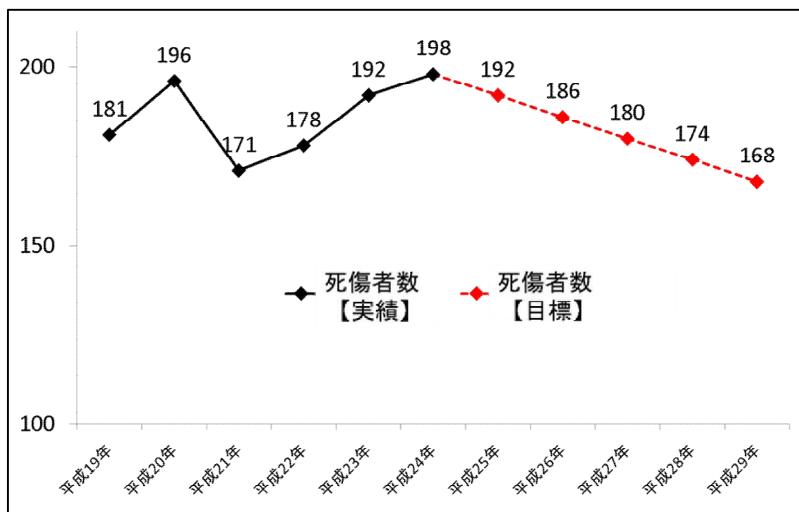
平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者数（以下、「死傷者数」という）を15%以上減少させる。

上記の目標達成のため、次の業種及び事故の型を重点に取組む。

- **製造業**：特に「食料品製造業」「機械金属製品製造業」を重点に、「はざまれ、巻き込まれ災害」「転倒災害」の防止
- **運輸貨物業**：特に「道路貨物運送業」「索道業」を重点に、「墜落・転落災害」「転倒災害」の防止
- **第3次産業**：特に「卸小売業」「社会福祉施設」「旅館業」を重点に、「転倒災害」の防止

機械金属製品製造業とは、鉄鋼・非鉄金属、金属製品、一般機械器具、電気機械器具、輸送用機械器具製造業

第12次防計画の目標（中野労働基準監督署）



死亡災害の撲滅を目指して、第12次防計画期間中に労働災害による死者数を、8人以下とする（第11次労働災害防止計画期間（以下、「第11次防計画」という）中に発生した死亡災害の20%以上の減少）。上記の目標達成のため、次の業種を重点業種に定める。

- 建設業

2 重点施策

職場の安全衛生を取り巻く状況の変化と課題を踏まえ、以下の4つを重点施策とする。

- (1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化
- (2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み
- (3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進
- (4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

3 重点施策ごとの具体的取組

(1) 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

建設業や製造業の労働災害、じん肺、騒音、振動障害などの職業性疾患に加えて、第3次産業における労働災害防止対策やメンタルヘルス対策など、新たな課題に対する取組の重要性が増しており、重点とすべき対策の見直しが必要である。

このため、今後5年間の安全衛生施策として、以下の対策を重点に取り組むこととする。

ア 重点業種に対する対策

(ア) 労働災害件数を減少させるための重点業種対策

第11次防計画期間中の死傷者数が、第10次防計画期間中の死傷者数と比べ、増加している業種（資料参照）。

(現状と課題)

・ 製造業

管内の主力産業の一つであるきのこ栽培業を含む食料品製造業及び機械金属製品製造業においては、機械による「はさまれ・巻き込まれ」、通路等における転倒災害に大きな減少がみられない。11次防期間中においては、「食料品製造業」が45%、「機械金属製品製造業」が27%を占め、災害が増加傾向にある。

事故の型別（平成24年）では、「転倒災害」が最も多く33%、「はさまれ・巻き込まれ災害」が23%を占めている。

・ 運輸貨物業

11次防期間中においては、「道路貨物運送業」が56%、「索道業」が36%を占め増加傾向にある。

事故の型別（平成24年）は、「道路貨物運送業」では荷役作業時中等における「墜落・転落災害」が最も多く28%を占め、「索道業」では「転倒災害」が最も多く50%を占めている。

・ 第3次産業

業種別（11次防期間中）では、「卸小売業」が26%、「保健衛生業」が21%、「旅館業」が14%を占めている。保健衛生業の中でも「社会福祉施設」の増加が顕著である。

事故の型別（平成24年）では、「墜落・転落災害」が最も多く34%、「転倒災害」が29%を占めている。

（具体的な取組）

第3次産業（特に小売業、社会福祉施設、旅館業）対策

◆ 目標：死傷者数を15%以上減少させる。

長野労働局において重点業種としている飲食店については、
ホテル・旅館における調理部門として、旅館業に含め指導を行うこととする。

（共通）

➢ 店舗や施設・作業場ごとに安全衛生に携わる責任者の選任を促進する。

(小売業)

- 転倒災害の防止を重点に、4S活動の実施などにより職場の安全衛生意識の醸成及びバックヤード又は通路における危険個所の「見える化」(危険マップによる危険個所の表示等)、KY活動、リスクアセスメントなどによる危険の低減を図る。

(社会福祉施設)

- 労働者に対する安全衛生教育の徹底、4Sの徹底による転倒災害等の防止、「職場における腰痛予防対策指針」に基づく腰痛予防対策の徹底を図る。

(旅館業)

- 労働災害防止活動の取組事例や安全衛生対策マニュアル等を活用し、転倒災害、墜落災害、切れ・こすれ災害の防止対策の徹底を図る。

運輸貨物業対策

◆目標：死傷者数を15%以上減少させる。

(道路貨物運送業)

- 荷役作業の労働災害防止対策の普及、徹底等を図る。
- トラック運転者に対する安全衛生教育の強化を図る。
- 荷主による取組の強化(荷主と運送事業者との役割分担の明確化等)を図る。

(索道業(スキー場))

- アルバイト等非正規労働者に対する安全衛生教育の強化を図る。
- スキーリフトステージ等からの墜落・転落災害及び転倒災害防止対策の徹底を図る。

製造業(特に、食料品製造業、機械金属製品製造業)対策

◆目標：死傷者数を15%以上減少させる。

- 安全衛生管理体制の充実・強化を図る。
- 機械設備の本質的安全化対策に加えて、危険個所の「見える化」の実施により危険の低減を図る。
- KY活動、リスクアセスメント等の自主的取組を促進する。

(イ)重篤度の高い労働災害を防止するための重点業種対策

◆目標：死亡災害の撲滅を目指して、第12次防計画期間中において労働災害による死者数を、8人以下とする(第11次労働災害防止計画期間中に発生した死亡災害の20%以上の減少)。

建設業対策

- 重篤災害となる可能性が高い、墜落・転落災害の防止、クレーン・車両系建設機械等の重機災害の防止対策の徹底を図る。

イ 健康確保・職業性疾病対策

メンタルヘルス対策

- 目標：メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を70%以上とする（規模50人以上の事業場では80%以上、規模30人～49人の事業場では60%以上とする）。

(現状) 平成23年度

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合(全体)
43.8%

・規模50人以上事業場	66.4%
・規模30人～49人事業場	24.3%

- メンタルヘルス不調を予防するための職場改善の取組を促進する。
- ストレスへの気づきと対応を促進する。
- メンタルヘルス支援センターの活用促進を図る。

過重労働対策

- 健康診断の実施と事後措置等の健康管理の徹底を図る。
- 休日・休暇の付与・取得を促進する。
- 時間外労働の限度基準の遵守を図り、時間外労働削減を促進する。

化学物質対策

- 特定化学物質障害予防規則等で定められた措置の徹底を図る。
- 危険有害性情報の入手による自主的取組を促進する。
- 危険有害性の表示と安全データシート(SDS)の交付を促進する。

アスベスト対策

- 解体工事でのアスベストばく露防止対策の徹底を図る。
- 離職者の健康管理対策を推進する。

じん肺予防対策

- アーク溶接作業、岩石等の裁断等の作業、金属等の研磨作業、ずい道等の建設工事での粉じん障害防止対策を推進する。
- 電動ファン付き呼吸用保護具の着用を促進する。

腰痛予防対策

- 介護施設、小売業、陸上貨物運送業での腰痛予防教育の

強化を図る。

- 介護労働者の腰痛予防手法・教育の普及を図る。

熱中症予防対策

- 建設業、製造業など暑熱な環境下にさらされる業種を重点に対策を推進する。

受動喫煙防止対策

- 受動喫煙防止対策の徹底を図る。

ウ 業種横断的な取組

リスクアセスメントの普及促進及び危険有害性の「見える化」の促進

- リスクアセスメントの導入を促進するとともに、その導入状況を踏まえて、労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進する。
- 長野労働局において主唱する、危険・有害性情報の伝達、適切なリスク評価の実施、危険・有害性情報の「見える化」の促進などを柱とした「信州・危険の「見える化」推進運動」（仮称）を展開する。

冬季労働災害防止対策

- 平成23年に改訂された冬季労働災害防止対策について効果的な広報を行うとともに、労働災害防止団体等と連携し周知徹底を図る。

(2) 行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

- 上記(1)に掲げた対策に重点的に取り組むほか、労働災害防止団体等との連携・協働を進めることにより、労働災害防止対策を効果的に推進する。
- 長野県地域産業保健センターの利用を勧奨することにより、労働者50人未満の小規模事業場における産業保健活動を促進する。
- 長野産業保健推進連絡事務所及びメンタルヘルス対策支援センター事業等の活用を促進する。

(3) 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

- 労働災害防止に向けた取組が低調な企業等のトップに対して、積極的に安全や健康に関する意識付けを行う。
- 労働者本人の無意識による不安全行動が誘発するリスクや実際の労働災害事例を現場の労働者に情報提供することにより、労働

者一人ひとりの安全に対する意識や危険感受性を高め、労働災害防止に結び付ける。

(4) 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

- 荷主等が管理する施設での労働災害防止対策を含め、荷物の運送を担当する運送業者側と運送を依頼する側の役割分担をモデル運送契約書の普及等により明確にし、役割分担に基づいてそれぞれが実施すべき措置の実施を促進する。
- 建設業の発注者に対して、施工時の安全衛生を確保するための必要経費の積算と関係請負人へ確實に経費が渡るよう要請する。特に、アスベストを含む建材の解体工事について、アスベストのばく露防止措置に必要な経費・工期が確保されるような措置の実施を発注者に要請する。
- 機械災害の防止対策の強化のため、機械災害の原因究明と本質的安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の提供者による改善を促進する。
- 製造者等の機械設備の提供者に対して、設計・製造段階及び改造時のリスクアセスメントとリスク低減措置の実施や危険性等の通知等の措置を徹底する。